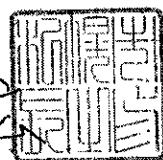


札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月10日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第23号

札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第55号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。
- (2) 第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(次項において「第1号部分休業」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の3条を加える。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の2 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の4 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(3) 第24条中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次条において同じ。)」を加える。

(4) 第26条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 任命権者は、前項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 次に掲げる事項を知らせるための措置

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置

イ その他申出職員の仕事と育児との両立に資する事項

(2) 前号アに掲げる事項の利用に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 次に掲げる事項を知らせるための措置

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会規則で定める制度又は措置

イ その他対象職員の仕事と育児との両立に資する事項

(2) 前号アに掲げる事項の利用に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、第2項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内の部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合における改正後の第23条の3の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。